rı ~ひとり親家庭の自立をサポートする~

┗■ YELL ながさき メールマガジン Vol. 118 2020. 4. 15 配信

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま 及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ お送りしています。

//_/ I N D E X _/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

- ・特 集 … … … 民 事 執 行 法 改 正 「 財 産 開 示 手 続 」 有 効 性 の 向 上
- 5月の予定……YELL ながさき定期法律相談
- ・編集後記………次回特集は「第三者からの情報取得手続」です
- **■** 特 集 ------------
- ◆ 民事執行法改正「財産開示手続」有効性の向上

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の 実施に関する法律の一部を改正する法律」が、2020(令和2年)年 4月1日から施行されました。

これに関して「取り決めた養育費を不払いにしている元配偶者から養育費回収がしやすくなったと聞いたのですが」等の問合わせがYELLながさきにございます。

そこで、問合せが多かった内容を踏まえて、養育費回収の観点から 『財産開示手続』に焦点を当てて少し説明させていただきます。

※財産開示手続とは

養育費を払ってもらいたい人が、相手の財産を差し押さえたい場合、どの様な財産があるのかが分からなければ差押手続きに進めません。

そのため裁判所に申し立てることによって相手方の財産を開示させ る手続のことです。

財産開示手続は、養育費の金額や支払い時期が明確に記載された調停調書、審判書、判決書、仮執行宣言付判決を得た、公正証書(強制執行認諾文言付)等といった「債務名義」がなければ利用できません。

Q 1 : 取り決めた養育費を払わなかった人は処罰されるようになったと聞いたのですが。

A1:ただちに処罰される訳ではありません。

処罰されるのは「養育費を請求する側が裁判所に申し立てることによって実施される『財産開示手続』を無視して出頭に応じない人、出頭しても財産情報を話さない人、嘘の回答をした人」です。

この罰則が法改正で強化されて「6ヶ月以上の懲役、または50万円以下の罰金」という刑事罰に変更されました。

そのため養育費不払い者が財産開示手続に適切に応じなかった場合前科がついてしまうので、『財産開示手続』の有効性の向上が期待されています。

Q2:離婚時の取り決め内容を公正証書にして、養育費が支払われなかった場合の強制執行認諾文言もあります。財産開示手続は可能でしょうか。

A 2 : 可能です。

今回の法改正により申立権者が拡大され、仮執行宣言付判決を得た方、公正証書(強制執行認諾文言付)でも財産開示手続の申立ができるようになりました。

YELL ながさきでは養育費に関するお悩みも含めて相談を承ります。 また弁護士による定期法律相談を毎月第三水曜日 13 時~16 時にお 一人様 1 回 30 分 (事前予約制) で実施しております。

養育費の取り決め内容を先述した「債務名義」とするための専門的なアドバイスもご相談できますので是非お問合せください。

- 5月の予定 -------
- ◆ 「 YELL な が さ き 定 期 法 律 相 談 」
 - 5月20日(水)13:00~16:00 《事前予約受付中》
 - 5 月の担当弁護士は池内 愛 弁護士(長崎県弁護士会所属)です。 池内愛法律事務所ホームページ http://ai-lo.com/
- ※日程等合わない場合はご相談ください。
- ※遠方の方で来所相談が難しい場合は、電話法律相談も 行なっております。まずはお問合せください。
- ◆次回特集は「第三者からの情報取得手続」です

「取り決めた養育費の回収」という観点から、冒頭の特集を説明させていただきましたが、次回も同様の観点で表題を取り上げます。

また法務省ホームページを下記に貼付ますのでご参照ください。

URL: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の 実施に関する法律の一部を改正する法律について」

最後まで読んでいただいてありがとうございました。